

楊炎の両税法の見居原則と銭数・銭納原則

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2329457>

出版情報 : 史淵. 84, pp.1-37, 1961-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



楊炎の兩税法の見居原則と錢數・錢納原則

日 野 開 三 郎

序 言

劃期的な新税法として知られている唐の楊炎の兩税法は少くとも六つの重要な原則から成つていた。このうち、単税、兩回限月徴収、量出制入、戸対象・資産対応（戸産対応）賦課の四原則に就いては、「兩税法の基本的四原則」と題して先に法制史研究第十一輯に発表しており、本稿は残りの見居原則と錢數・錢納原則とを取扱つたものである。

兩税法の六原則はそれぞれ独自の重要な意義をもつと同時に相互に密接に聯関し合つている面もあつて、他の諸原則から切離した一原則のみの考察はその充分な理解を妨げる恐れが大きく、まして六原則から成る兩税法の性格は全原則の総合的考察をまつて初めて論断し得るものであるから、全原則は当然一括して一稿に扱い、分散的取扱いは絶対に避く可きである。それを敢て兩稿に分たねばならなかつたのは、専ら紙數關係に因る発表上の都合からである。即ち初めは問題の本質に応副して「楊炎の兩税法の諸原則」と題する一稿に纏めていたのを、止むなく兩稿に分断し、兩税法の骨格を構成する四原則を一稿として「兩税法の基本的四原則」の題名下に先ず発表し、主として運営面に関する表題の二原則を此所に発表することとしたのである。従つて本稿の冒頭は直ちに前稿の末尾に接続するものであり、その意味から章節の立て方や行文の形式内容など悉く前稿と連続するたてまえを取ることとした。従つて又先稿に論及した四原則に就いては一切

ここに反覆せず、直ちに残りの二原則の考察に入ることとする。又先稿に於いては四原則の各々とその相互間の関係とを究明するに止め、全原則の総合的考察をまつて打出される結論は当然差控えておいたので、本稿の末尾にその総合的な結論を添え、前稿の不備を填め合わせることにする。要するに、本稿は「兩税法の基本的四原則」と題する前稿に直接接続し、兩者合して本来の一篇に還元する關係に在り、勝手乍ら兩者を合わせて必ず通読せられんことを予め希つておく次第である。

五 見 居 原 則

兩税法の見（現と同義）居原則は前述の戸産対応原則と關係が深く、兩税法の運営に於いて戸産対応原則の徹底をはかる法的根拠としての役割をもち、兩々相まつて史上に名高い土断や輪籍・括戸等がねらいとした趣旨を法制面で仕上げ、国民の編籍法に大革命を齎したものである。

（一）原則の内容

唐会要^{卷八} 租税の項の楊炎の兩税法案の一節に

戸無土客。以見居為簿。人無丁中。以貧富為差。

とあり、同じ項の建中元年正月五日の条に収載せられている兩税法施行を宣布した敕文の一節に

計百姓及客戶。約丁産。定等第。均率。作年支兩稅。

とあつて、兩税法は土戸（百姓）客戶の別無く一切を見居（現住地）に従つて簿に上し、資産対応原則を以て均率に課税する定めなりとしている。土戸は土着戸、即ち本籍地居住の戸を指し、郷居地着戸とも呼ばれ、客戶は他郷客居の戸で、本籍地外僑住の戸を指す。冊府元龜^{卷四} 八八邦計部・賦税門・元和十五年二月の条の穆宗の詔に建中兩税法の遵奉を申命して

建中元年已來。改革旧制悉帰兩稅。法久則弊茲茲益生。自今已後。宜准例三年一定兩稅。非論土着・客居。但拋資産率。

とあつて、明かに先の「戸無土客」を「非論土着・客居」といつている。賤民を除く一般人戸はすべて土客何れかに属していなければならぬ筈のものであるから、「戸無土客以見居為簿」とは一切の民戸をその現住地に於いて簿につける意味となる。然し兩稅法は資産対応をその重要な一原則としていたのであるから、簿につけられた戸がすべてそのまま担稅戸となつたのでは無く、無産戸は当然不担稅戸であつた。会要三八租稅・建中元年二月十一日の条の兩稅法施行の条請中に其鰥寡惻独不支濟者。准制放免。

とあるは、兩稅法施行当初の不担稅關係を伝えた唯一の記事であるが、これを輕卒に鰥寡惻独で生活困難な者の免税規定と解するならば大きな誤りである。冊府元龜卷四八六邦計部・戶籍門・元和六年正月の条の衡州刺史呂溫の上奏に

当州旧額戸一万八千四百七。除貧窮・死絶・老幼・单孤不支濟等外、堪差科戸八千二百五十七。

とあつて、衡州の旧來の額戸數肆一万八千余のうち、堪差科戸（担稅戸と同義肆）は約八千、残り約一万は不担稅戸であつたといひ、その不担稅の所以として老幼单孤（鰥寡惻独）不支濟のみならず一般の貧窮不支濟をもあげている。この担稅・不担稅の振分けは建中以來の規定に準拠したものに外なるまいから、「鰥寡惻独不支濟」なる建中の条文は、老幼单孤を代表的な一例とするその他全般の無産困窮者を広く包括しているものと解す可きである。無産戸がすべて不担稅とせられるのは資産対応原則の当然の帰結である。兩稅法の戸産対応原則はこの様に無産戸を不担稅戸としたが、同時に有産戸は悉く担稅戸とすべき筈のもので、この担稅戸への編入はその戸が土着戸であるか客住戸であるかを問わず、その見居の州県の簿籍に上せた上で行われていたのである。無産戸もやはり上簿せられることとなつてはいるが、それは不担稅戸として担稅戸と簿を別にした筈である。ここに云う見居原則とは右の定めを指す。天下の戸はすべて土客の何れかに属するか

ら、此の原則に依れば一切の有産戸は悉く担税戸となる。つまり見居原則は天下一切の有産戸を現住地の籍に附し、戸産対応の原則を以て洩れなく担税せしめる規いのもので、特權的な免稅は全然容していなかった。有産戸がその資産に依じて担税するは戸産対応の税制下に於いては本来當然のことで、更めてそれを強調する必要はない筈であるが、それを敢て別の原則を以て強調し、客住戸の現住地附籍を条文化しなければならなかつたのは、そこにそれ相應の理由があつたものと見なければならぬ。

(Ⅱ) 原則の革新的意義

兩税法の見居原則は戸産対応原則と相まつて天下の戸をその土客の別に拘りなく有産担税戸と無産不担税戸とに振分けが、然も戸の土客別はこの兩税法下に於いて依然として存続し、消滅していない。旧唐書^{卷一}徳宗紀・建中元年末の条に

是歲戸部計帳戸。總三百八万五千七十六。

とあつて、兩税法を創始した建中元年末の計帳戸数は大約三百十万であつたという。通典^{卷七}歷代盛衰戸口の卷末筆者自註に依れば、この三百十万は約百八十万の土戸と約百三十万の客戸とから成つていたと云う。全唐文^{卷四}七七所収の杜佑「省官議」の一節には

自聖上^(徳宗)御極。分命使臣。按比收斂土戸与客戸共計三百余万。比天宝中纔三分之一。就中浮寄仍五分有二。出租賦者減耗若此。

とあつて、総戸数三百余万の約四割、即ち約百三十万の客戸(浮寄)は租賦を出さず、担税戸は約百八十万の土戸に限られていたと述べている。然らば兩税法下にあつて土戸と呼ばれた者は有産の担税戸、客戸と呼ばれた者は無産の不担税戸であつたこととなり、これを逆に云えば、有産担税戸は総べて土戸に編入せられ、無産不担税戸が客戸とせられていたわ

けである。土戸は土着戸、即ち本籍地居住の戸であるから、見居原則と戸産対応原則とによつて新に担税戸とせられる有産客戸は、同時に現住地の州県に本籍を附せられて土戸とせられたわけで、見居原則は戸産対応原則と相俟つて有産客戸の即時土戸化、即ち客戸の有産化即土戸化、換言すれば全有産客戸の即時土戸化をはかるものであつたと云える。無産戸は簿籍にのせられても、それはその州県の本籍簿ではなく、客戸の簿籍であつたわけである。両税法のこの原則の下に客戸として残される者は、法を潜る欺隱の徒は別として、法規上に於いては専ら無産不担税戸のみとなる。担税力をもつ有産客戸の現住地附籍、即ち土戸編入は、夙く南北朝時代から唐の開元中に至る迄時々大がかりに行われ、土断・輪籍・括戸等の名を以て史上を賑わしているが、見居原則もつまりは土断に外ならず、冊府元龜^{卷四}八八邦計部・賦税門・建中元年二月の条に両税法を評した原註を挿入して「人不土断而地著」とあるは、見居原則が土断の名を用いずして土断と同じ成果を齎す有産客戸の土戸化政策に通じていたことを指摘したものである。

両税法はその見居原則を以て天下の戸をその土客別に拘ることなく有産担税戸と無産担税戸とに振分け乍ら、その両税法下に於いて土戸・客戸の別を依然として存置し、有産担税戸を土戸、無産不担税戸を客戸としていたとすれば、両税法が無視した土・客別は両税法下の土戸・客戸とその分別の基準を異にする両税法以前の土戸・客戸の別であつたこととなる。つまり両税法の見居原則は従来の土客別を更改し再編成した革新的原則であつたと見なければならぬ。果して然らばその革新的意義を明かにする立場から、それ迄の土・客分別の規準とその推移とを知る必要がある。然し先述の如く、それは土断・輪籍・括戸等と呼ばれる歴朝の大問題と聯関を有ち、唐代戸口政策の一環として長大な専考を要するので、詳細は更めて扱うこととし、ここでは大筋の概観に止めておく。

唐の租庸調時代に客戸と対用せられていた土戸は、現住地に定着して本籍を住所の州県に編附せられていた有産戸で、編戸・居戸・実戸・百姓、又は単に戸等と呼ばれ、戸産の大小によつて上上より下下に至る九等に分けられ、これが此の

時代の担税戸であつた。租庸調・戸税・地税・兵役・色役から諸種の差料に至る一切の税役を負担していたのはすべて土戸であつた。土戸に對用せられる客戶は本籍外の地に浮寄客住する戸で、浮戸・浮寄戸・浮逃戸・浮客等とも呼ばれ、一切の税役を負わなつた。客戶は土戸の流亡に由来し、天災や動乱は客戶の大量増加の因をなしていた。生活の途を失つて客戶となる者の外、税役を逃脱する目的から巧に他郷に移産転住し、或はその他の方法で客戶中にもぐる者もあつたが、何れにせよ客戶の増加は土戸の減少と相表裏する關係に在つた。この様に租庸調時代の土戸、客戶は本籍地居住と他郷客居、担税と不担税、土戸の有産戸たること等の諸点に於いて兩税法の見居原則下に於ける土戸・客戶と變り無かつた。相違していたのは客戶に對する國の取扱規定とそれによつて生じた有産客戶の合法的存在とであつた。

有産戸を税役不納の客戶として放任するのは、一面不公平であり、他面財源にかかわるので、彼等を担税戸に編入する努力は歷朝に通じて見られる所であるが、その担税戸への編入は客戶のままでは無く、土戸に編附するというのが大体一貫した方法であつた。南朝の土斷、隋の輪籍、唐の宇文融の括戸等は何れも大掛りな有産客戶の土戸編附強行であるが、土戸編附には強靱な民戸の抵抗が伴うので、この様な大掛りな強行は財政上に緊迫事態が起らない限り成る可く避けていた。一般的には客戶の土戸編入に就いて國家が法規を以て陣頭指揮に當ることをせず、州県の裁量を介して進めるのが常例となつていた。税役を負担しない客戶には租税台帳たる計帳が無く、従つて計帳によつて造られる戸籍や戸口統計も中央には無く、いはば中央の民戸掌握は土戸に限られ、客戶に及んでいなかった。但し客戶を統轄外に全然放棄していたのではなく、唐初の制では県が客戶の名籍を収掌していたという。有産客戶の土戸編入を州県の裁量に任していた所以はここに在る。土戸編入に就いてはその規準を示す國法が無く、すべて州県の裁量に依つていたので、抵抗の強い檢括を州県自らが強行し得る筈はなく、唐朝全盛の時代に於いてさえ、県がその収掌している名籍の中から土戸に編附する有産客戶はせいぜい一二割を出でず、成績は極めて不振であつた。貞觀の盛世すら中央の掌握する統計土戸數は三百万前後にすぎな

つた。唐の實在総戸数は二十万戸に近かつたと推定せられるから、無戸籍を考慮に入れるも尙夥しい有産客戸が必ずしも違法と云う形でなくて存在していたこととなる。こうした地方任せの土戸編附に劃期的な改革を与えたのが括戸で有名な宇文融である。宇文融の括戸法は、先ず第一に客戸の檢括収名を県から州の職掌に引上げ、第二に有産客戸は収名後六年して自動的に土戸に編入する定めであつた。ここに初めて有産客戸の土戸化に関する国家的通規が示されたわけである。此の法規を以て宇文融は大いに成果をあげ、その為め抵抗を大きく受けて失脚したが、天宝末に唐朝最高の統計土戸九百万を計え得たのは宇文融の功に負う所が多い。然しこの法に於いては有産客戸は檢括収名せられて後ちも尙六年間は合法的に客戸のままたるを得た。所が冊府元龜^{卷四}八六邦計部・戸籍門・代宗・宝應元年九月の条の勅に

客戸若任經一年己上。自貼買得田地有農桑者。無問於莊蔭家住及自造屋舍。勒一切編附為百姓差科。

とて、現住地に來住して一年以上を経過していること、田地農桑を買得所有していること等の二条件を以て客戸を土戸に附せしめている。農民の課税対象資産として法定せられていたのは土地が主で、一屋一牛は除かれていたので、下層農民の課税対象資産は事實上土地に限られていた。従つて田地農桑の買得所有とは有産戸となるの意味で、屋舎の有無を問わないと特に断つているのは、一屋一牛の所有は課税の対象資産外であつたからである。^{注4}つまり右の勅は有産客戸の土戸編附を檢括収名後六年から來住後一年に切上げたものである。檢括後と來住後とは大きな相違がある。無産客戸として一年以上を経過している者は有産と同時に土戸に編附せられるわけで、「來住後」は「檢括後」よりも厳しく、此の規定に依れば有産客戸の合法的存在期間は最大一年に圧縮せられ、然もその一年は最大であつて、必ずしもすべての者が一様に一年の權利を与えられていたのではない。土戸化の法規としては大きな躍進であるが、尙有産者の一年免税という特典が残されていたわけである。そして此の特典を廢し、有産客戸の合法的存在を一切否認して、有産戸即担税戸即土戸のすつきりした形に仕上げたのが、十八年後の建中元年の兩税法の見居原則である。^{注5}

以上の如く概観すると、民戸及びその担税力に対する国家の掌握を確実にする意味に於いて、有産客戸の土戸編入は歴代王朝の重要視する所となり、土斷・輪籍・括戸等の有名な問題を以て南朝以来の史を賑わして来たが、然もそのための有効な恒常的立法手段が構せられた形迹は久しく認められず、唐朝に入り開元時代になって宇文融により初めて国法の設定を見たが、それには尚有産客戸のままの存在を合法的に認める年限的な裕りが相当大きく認められており、宝應元年に至りその年限が著しく短縮せられたものの尚全廢に至らず、建中元年に至り、有産客戸の存在を法的に全く否認し、客戸の有産化即土戸化を規定して有産者をして例外なく担税戸たらしめた法的処置が即ち兩税法の見居制であつたのである。担税力のない無産戸を客戸として税から免除し、有産戸はすべて担税戸たらしめる合法的な国法を初めて完成した所に見居原則の意義があつたのである。

(Ⅲ) 原則と抑藩振朝との關係

安史の乱後、統計土戸數が激減して天宝末の約九百万は大曆末に約百三十万となつたこと、その主原因が不申報の驕藩の増加、戦乱による土戸の流亡や籍帳の紊乱喪失等による脱漏戸の増加、藩鎮の過少報告の一般風潮化等に在ることは先に述べた如くである。独孤及の毘陵集「答楊賁処士書」は大曆頃の舒州に関するものであるが、その一節に

作者拋保簿數。百姓并浮寄戸。共有三万三千。比来応有差科者。唯三千五百。其余二万九千五百。蚕而衣。耕而食。不持一錢以助王賦。

とて、百姓と浮寄とを合せた州籍三万三千戸のうち、担税戸たる百姓(土戸)は約一割の三千五百で、九割約三万は不担税の浮寄(客戸)となつていたと云う。勿論、隱漏の戸も少なくなつた筈であるから、実際の州民戸數は三万三千を相当上廻つていたに相違なく、従つて担税の土戸數は州内全戸數の一割にも及んでいなかったこととなる。そしてこの浮寄戸約三万のうちには夥しい有産戸がもぐつていたことは、右記事の後文に独孤及が言及している所である。又先にも一言し

た如く、後年の例ではあるが、元和年間に衡州利史が担税土戸八千、不担税戸一万の州籍を按じ、吏の隠蔽を檢括して、新に不輸税の戸一万六千余を得たと云い、池州でも新に七千戸を得たとの伝があり、担税すべき有産戸が客戸中に潛入し、又は全く籍帳より脱漏している者の夥しかつたことを証する史料は乏しくない。冊府元龜^{卷四}八八邦計部・賦税門・建中元年三月の条に記す楊炎の徳宗への両税法提案要旨の中に、安史の乱後に於ける土戸の客戸化が甚しく土戸の歩留りが極めて低率であることを述べて

是以天下残瘁蕩而為浮人。郷居地着者。百不四五。

といい、郷居地着戸、即ち担税の土戸数が全戸数の四・五%にも及ばないとあるのは、多少の誇張はあるにしても、先述の毘陵集等の記事と照合して、正に時弊を衝いた言であるといえる。楊炎が両税法の建議案に於いて特にこれを指摘しているのは、両税法がかかる時弊に対しこれに乗切る対策を含んだ税法であることを意味するが、両税法の諸原則中、此の土客問題に対応するものは当然見居原則であつた筈であるから、見居原則は隠蔽偽装の有産客戸の激増という現実に直面した唐朝が、その存在の絶対不容認、厳しい檢括の方針乃至決意をその法的措置の上に現したものと見えよう。中央が把握する統計戸数は計帳上の戸数、即ち土戸数であり、いわば中央への国税を納入する戸の数であるから、その増減が中央政権の強弱に直ちに響いていたことは勿論であるが、税役を忌避する民戸の巧妙執拗な籍帳漏脱を抑え、隠漏の檢括を強行するには強大な国家権力の背景を必要とするから、中央政権の強弱が統計土戸数の増減に響くという逆の關係も著れていた。安史の乱によつて中央政権が弱化するると、天宝末の統計土戸数九百万が大暦末の百三十万迄に激減しているのは、右にいう逆の關係の表れである。中央政権の弱体化に反して藩鎮を中心とする地方機關は甚しく強力化していた。中央が把握する統計土戸数の減少に伴つて増加した筈の隠漏戸や客戸の少からぬ者は実際には有産戸であつたが、それらは毘陵集の舒州や元和年間の衡州・池州等の例に見られる如く、州県等の地方現地機關では可成り詳しく掌握せられたまま中央

に対して隠漏せられ、結局はそれが藩州の含み財源に使われ、特に驕藩跋扈の一有力財源に充てられていた。従つてそれから隠漏の戸や有産の客戶を検括し、担税戸として中央の掌握下に移す措置が抑藩上の重要な対策となつて来る。然し中央政權の衰弱し切つていた当時として、強大な権力の背景を必要とする検括の徹底に速効を求めることは望む可くもなかつた。現実に取り得る対策は、有産客戶の合法的存在の余地を奪つて巧脱を防ぎ検括を容易にし、後日の検括強化に有利な法的根拠を設けておくことである。有産客戶の即時土戸化を規定した見居原則は正に此の趣旨に沿うものと云うことが出来る。即ち見居原則は、有産戸の国税廻避を意味する為装客戶の土戸への還元を強化し、それら脱税者に対する藩州の蔭の掌握を中央に収掌する為めの有効な法的根拠となり得たのであつて、ここに抑藩振朝の意図が見出されるのである。つまり担税すべき有産戸（土戸）に対する中央の掌握を徹底せしめる有力な法的根拠として抑藩振朝の意図が含まれていてと考えられるのである。但しこれによつて検括が徹底せられたか否かは運営の問題として別個に考究せらる可きものである。

検括の実効は結果的に言つて終に挙がらなかつた感が深い。先に例示した元和年間の衡州や池州に於ける夥しい蔭の掌握戸數、建中以後に於ける中央統計土戸數の停滞に近い伸びなやみ等は、見居原則が實際運営の面に於いて隠蔵有産戸の検出編附に有効に活用せられなかつたことを示す。そしてそれにはそれなりの理由が考えられる。戸の検括は民心に不安を与え、藩鎮のそれに乘ずる反朝廷活動を促す恐れがあつて、その徹底推行が憚られたこと、検括不徹底による財源強化の隘路は資産対応原則の拡大的な活用によつてどうか補えたこと等、その理由は色々考えられるのであるが、それらは運営上の問題として更めて考究することとする。

六 錢數・錢納原則

錢數・錢納原則は、兩税法自体に取つてその運営面に大きな役割を果していたのみでなく、錢貨流通の普及発達、国内物価の成立とその著しい低落、穀価の秋賤春高、商人階級の抬頭、金融業の発達、農村社会の分解等、唐より宋への時代の展開を特色づける重要な歴史的発展に対し、悉くその促進要因として大きな働きをなしていたものである。

(一) 原則の内容

兩税法は戸産対応賦課の原則に立つ税法として、その税額決定の爲めに先づ民戸の資産の多少を評定し、延いては一州の資産総額を評定する必要があつたが、その評価決定は錢額でなされることとなつていた。当時の用語でいう錢數の等第である。会要^{卷八}租税、建中元年二月十一日の条の条請に

請。令黜陟觀察使及州縣長官。拋舊徵稅數及人戶土客。定等第錢數多少。為夏秋兩稅。

とあり、陸宣公奏議全集^{卷四}所収、「論兩稅之弊須有釐革」の一節に兩税法の戸産対応原則を論じて

資産少者則其稅少。資産多者則其稅多。曾不悟資産之中事情不一。^中略。一概計估算縉。云云。

とあるは、何れも資産評価の錢數表示を述べたものである。この資産錢數に應じて賦課せられる道(藩)州県や毎戸の税額も亦錢數で示されていた。但し實際の徵納は必ずしも總て錢を強制していたのではなく、他物の徵納、即ち唐宋時代に謂う所の折徵・折納を大幅に取入れていた。陸宣公の「論兩稅之弊須有釐革」なる論疏の兩稅七弊第三の條に

定稅之數。皆計縉錢。納稅之時多配綾絹

とあり、又その七弊の改革を論じた所に

又量土地之沃瘠。計物產之少多。倫比諸州。定爲兩等。州等下者。每戶配錢之數少。州等高者。每戶配錢之數多。

楊炎の兩税法の見居原則と錢數・錢納原則

とあり、更に同書の「請兩稅以布帛爲額不計錢數」と題する論疏の一節に

略。上。自定兩稅以來、恒使計錢納物。云云。

とあり、新唐書^{卷四}二 食貨志・賦稅・貞元十二年の條の河南尹齊抗の論疏中に

百姓本出布帛、而稅反配錢、輪時復取布帛。云云。

とある等は、何れも兩稅額、特に毎戸の兩稅額が錢數で配賦せられ、實際には布帛その他の折徴・折納を大幅に取入れていたことを明言したものである。尚右諸用例中には錢額を意味する用語として錢數の外に「錢」の單字をも用いたものがあるが、これは当時の一般慣用例に従つたもので、錢數を意味する「錢」の用例は当時の文献に殆んど無數に見えてゐる。一例を示すと、冊府元龜^{卷一}二八 帝王部・明賞門・貞元十二年の條に、汴州宣武軍の兵變鎮定の爲めに董晉を節度使に任用したことを述べた後ち

仍共賜錢三十萬貫。委董晉逐便即取塩鉄軫運使錢物。云云。

とあつて、鎮撫の爲めの支出として錢三十萬貫を与えろと言ひ乍ら、實際の賜与は錢物合して三十萬貫分であり、明かに錢を錢額の意味に使用している。同卷・同門・文德元年の條に、蔡州に拠つた秦宗權を平定した論功行賞の支出として

賜蔡州行營兵士錢三十五萬貫。令度支逐近支給。

と述べ、錢三十五萬貫を与えたとあるが、此の錢三十五萬貫も現錢そのものではなく、錢物合せて錢額三十五萬貫分の意味と解すべきである。この一例からも知られる如く、錢數を意味する錢は現錢そのものを意味する錢と頗る紛らわしく一見識別し難い場合があるが、当時の銅錢歲鑄額が多くも十萬貫前後にすぎなかつたことを思えば、數十萬貫に及ぶ巨額の時支出は大抵錢物を併せ含む錢額の意味の用法と見て誤りない。現在の我々には紛わしい此の錢の用法が時人には何の奇異を感ずることも無く受容れられるほど耳目になれた慣用となつていたのである。此の様に考えて冊府元龜^{卷四}八八 邦計部・

賦税門・建中三年五月の条に

淮南節度使陳少遊請。於本道兩稅錢每千增二百。因詔他道。悉如淮南。

とある兩稅錢の語に接するならば、それが兩稅の賦課額を示す錢額の意味であることは容易に理解せられるであろう。

「兩稅錢每千增二百」とは結局兩稅額の二割増徴の意味に外ならず、同卷・貞元八年四月の条に

劍南西川節度使韋皋請。加稅十二。云云。

とある「十の二」と全く同義である。兩稅の道額二割増徴を「兩稅錢每千增二百」と表現しているのは、兩稅の道額配定が錢數で行われていたことを示す証拠である。

兩稅法時代には國家必須の物資を各州郡、延いては各戸に配當し、その物資を兩稅額内から折徴していたが、その配當額は兩稅額に拠つて均率とし、これを拋貫均配、又は逐貫均配等といつていた。會要^{卷八}租稅・元和四年十二月の條の度支の奏文中に

^上略 即於管内諸州兩稅錢數内。拋貫均配。

とあり、同五年五月の度支の奏文中に。

^上略 宜於管内州。拋都徵錢數。逐貫均配。

とある等はその數例である。貫は云う迄もなく計錢の單位で千文を云う。この様に州の兩稅額高に準拠して均率に配徵するを拋貫均配・逐貫均配等と云つてゐるのは、州の兩稅額が錢數で決められていたからで、この州稅額の錢數決定は右の兩記事に州の兩稅總額を兩稅錢數・都徵錢數などと云つてゐることからも明証せられる。又元氏長慶集^{卷六}所収、「中書省議賦稅及鑄錢等狀」を見るに、權酒（酒の專売）を罷め、それ迄挙げていた專売の利益額は直接稅として民戸に配徵す可きことを論じ、その直接稅として民戸に配定する方法に就いて

今請。天下州府權酒錢。一切拋貫配入兩稅。仍取兩貫已上戶均配。兩貫已下戶。不在配限。

と述べ、二貫文以上の兩稅額を負担する民戸にその稅額に依じて均率に配定すべしと説いている。兩稅額を錢數で二貫以上と限定し、又稅額の高に依じて均率に配賦するを「拋貫均配」といつているのは、先掲の兩記事と同様、兩稅の額高決定が錢數制によつていたことを示すものである。尚この様に兩稅額高を基準として均率の科配を行うを拋貫均配、或は逐貫均配と稱している例は頗る多い。

以上を要するに上は道（藩）州から下は各戸に至る迄の兩稅額、従つて例証は示さなかつたが当然県の兩稅額も、上下一貫して總て錢數で表示するのが兩税法の定めであつたのである。勿論、それらを總計した一國の總稅額も錢數制であつて、このことに就いては後文に論及する所ある筈である。尚元氏長慶集に拋貫均配とあることによつて、兩税法の当初から採用せられていたこの錢數制が憲宗時代に至る迄長く守られていたことを知るのであるが、更にその後も引續いで變り無かつた事を示す好例証が残されている。

憲宗の元和十四年、自立擅賦の世襲藩鎮たる平盧軍節度使の李師道を誅してその十二州を回収し、此れを新平盧（青・淄・齊・登・萊五州）、天平（鄆・曹・濮三州）、兗海（兗・海・沂・密四州）の三道に細分して再叛を防ぎ、次いで兩税法の遵奉実施、上供（兩稅收入中の中央經費充當分）の供出を命じた所、冊府元龜卷四八八邦計部・賦稅門・太和六年九月の條に

淄青觀祭使平盧軍節度使の兼任制王承元奏。准旨定徵兩稅。五州共一十九万三千九百八十九貫。

とある如く、文宗の太和六年に至つて漸くその実行を見るに至つたが、この際にも一道五州の上供額、従つて當然兩稅總額は錢數で決められている。

この様に兩税法は州県や各民戸の資産額の評定、それに対応して賦課せられる道州県や各民戸の稅額をすべて錢數制と

する原則をとっていたのであるが、税の実際の徴納に当つては他物の折徴・折納が広汎高率に行われていた。折徴・折納は両税法の運営面に於ける最大の問題で、財政とも結びつけて詳考する必要があるので、更めて専考する予定であるが、さしづめ錢數・錢納原則の立場から取上げねばならぬ部分があるので、その範囲内に於いてこの問題を扱つておく。

折徴は官側が使用する凡ゆる物にわたつていた。陸宣公の先出「請兩税以布帛為額。不計錢數」の疏文中に兩税の徴収物に就いて

臨時折徴雜物。每歲色目頗異。

とあるは、政府の必要物資がその都度兩税の折徴を以て調収せられ、従つて税徴物資は雑多な品目にわたり、且つ毎歲その時々で相違していた実情を述べたものである。同奏議全集三卷所収、「請依京兆所請折納事狀」に依れば、朝廷の厩馬飼料としていた豌豆が不作で調収出来ない為め、その代用品として大豆を折徴せんとしたことが述べられており、「臨時折徴雜物、每歲色目頗異」の具体例を知ることが出来る。

折徴諸物の中に在つて數量が最も多く、従つて税財制の面から最も重要であつた品目は、穀物・布帛・草等であつた。穀物（粟・稻・麦を中心とする）の重要性は更めて説明する迄もない。布帛は貨幣的物資及び軍衣等の衣料として、草は軍馬の飼料や火牛草等として軍事的に不可欠の重要品であつた。^{註6}先出陸宣公の兩税七弊第三の条に

定税之數。皆計緡錢。納税之時多配綾絹。

とあり、同じく先出の河南尹齊抗の論疏に

百姓本出布帛。而税反配錢。輸時復取布帛。

とある等は何れも布帛が折徴品目の代表的地位を占めていたことを示し、同じく先出の陸宣公の「請兩税以布帛為額不計錢數」の一節に

往者初定兩稅之時。百姓納稅一疋折錢三千二百文。

とあるは、帛（従つて布も同様）の折徴が兩税法施行と同時に初められていたことを示す。又同奏議全集^{卷三}所収、「論度支令京兆府折稅市草事宜狀」に

臣等謹檢京兆府應徵地稅草數。每年不過三百萬束。中略。今若更徵一千万束。云云。

とあつて、京兆府が毎年徵收していた地稅草は三百萬束であつたが、更に加えて一千万束の別徴を行わんとしたことが見える。此所に地稅とあるは有名な租庸調時代の義倉粟としての地稅ではなく、農戶の兩稅を指す此の時代の用語である。^註従つて地稅草とは農戶に課せられた兩稅の折徴草の意味である。一束は一十一斤、即ち大約今の一貫七百六十文に當るから、三百萬束は五百余萬貫、一千三百萬束は二千三百數十萬貫に當る。又元氏長慶集^{卷三}所収、「彈奏劍南東川節度使狀」に依れば、節度使嚴礪が元和二年に道内一十三州から兩稅額外に不法加徵した稅草は合計四十一萬四千八百六十七束に達したとあり、同じく「彈奏山南西道兩稅外草狀」に依れば、管内三州から兩稅額外に不法加徵した稅草は合計四萬六千四百七十七束（一束は二十斤）に達したとある。これらは何れも兩稅額外の不法加徵であつて、兩稅額内に於ける折徴とは全く異なるが、草が必須の軍需品として各藩によつて大量に徵收せられていたことを知る好史料となる。この様に草が軍需品として大量に必要とせられ、時に不法の額外加徵さえ行われていたとすれば、兩稅の折徴は各地共に大量に行われていたと見て差支えないであろう。即ち草の兩稅折徴は京師・各藩を通じて大量に上つていたといえる。

布帛や草よりも更に必須の穀物は一層大規模な折徴が行われ、且つ常額化せられていたのであるが、これに就いては後文に更めて考説する。

以上に論述した如く、兩稅の折徴は穀物・布帛・草等を中心として品目的には雜多にわたり、数量的には大規模に行われていたのであるが、此の錢以外の徵納がすべて折徴・折納と云われていたのは特に注意を要する。折とは本来は錢物を等

価の他物に換算することを意味し、それより拡大して等価の他物に換算して交易又は支払うことをも意味し、唐宋時代を通じて盛用せられていた用語である。^註 錢物を等価の他物に変えるを折変、変えられる他物を折色、本来の物を本色という。色は色目・物色等と熟せられている如く、物の種類を云う。折徴・折納は本来徴納す可き錢物を等価の他物で徴納する場合の用語である。同じ絹の徴納にしても、本来絹を徴納す可き規定の下での徴納ならば、それは本色徴納であり、錢や穀等、絹以外の徴納規定の下での徴納ならば、それは折色の徴納、即ち折徴・折納である。折のかかる語義用法を知るならば、穀・布帛・草等の重要品から雑品に至る迄一切の徴納を折徴・折納と呼んでいた両税法の本色は錢であつたこととなる。即ち両税法は課税資産の評定、税額の配定などすべて錢数制に拠り、延いては税の徴納も錢を本色としていたのであつて、謂う所の両税法の錢數・錢納原則とは此の様な内容をもつたものである。錢納原則は高率の他物折徴を以て運營せられていたが、その他物使用の度合は如何に高率であつたにしても、それはあくまで錢納原則の上に立つての折徴であつて、原則そのものに変化を与えるものではなかつたのである。

両税法に於ける税額錢數制は当時の多数史料から実証的に確認せられる所で、此の点に就いては全く疑念の余地を残さないのであるが、実はこの税額錢數制を明確に伝えている史料と共に、一見、錢・穀兩數制を伝えているかの如き史料が並行的に少からず伝存しており、錢數制の立証を完全不動のものとするには、それら錢・穀兩數制の印象を与えている史料の処理を行わねばならぬのである。

錢・穀二本立ての税額決定を印象づける第一の史料は、一方で錢數一本立てを述べた多数記事を伝えている陸宣公の奏議で、先出の「請兩税以布帛為額。不計錢數」の中に

今之兩税。独異旧章。違任土之通方、効算縉之末法。但估資産為差。便以錢穀定稅。

と論じ、兩税額が錢・穀兩數で配定せられる二本立てであつたことを明言している。又會要^{卷八}租稅・建中元年二月の条

の兩税法実施の条請中に

其応科斛斛。抛大曆十四年見佃青苗地額均稅。

とあつて、応科の斛斛、即ち課徵す可き穀額が兩税法施行の当初から定められていたことを伝えている。そこで兩税法の施行第一年度たる建中元年の全国徵收予算額を検討するに、錢三千余万貫・米麦六百余万石と伝えられており、錢三千余万貫の内訳は中央用（上供）が九百五十余万貫、地方用（留使・留州・留県）が二千五十余万貫で、此れに対する米麦六百余万石の内訳は中央用が二百余万石、地方用が四百余万石で、中央用の予定二百余万石に対する実徵成績は二百一十九万七千余石であつたといふ。^註此の記事も亦錢・穀兩數制を印象づけ、殊に具体的な數字を挙げているだけに史料として大きな力をもつているかに受取られる。降つて先に述べた新平盧軍節度使と共に大平盧の分割によつて出現した天平軍節度使（鄆・曹・濮三州）に就いてその新定の兩稅上供額を見るに、冊府元龜^{卷四八五}邦計部・濟軍門・太和七年十月の条に

略上。起今年發遣當管鄆・曹・濮三州兩稅・權酒等上供。錢十萬貫・斛五萬石。

とあつて、權酒錢と合算せられてはいるが、兩稅の上供を錢數・穀數の二本立てで決めており、昨太和六年に決定せられた新平盧五州の上供が一九萬三千九百八十九貫の錢數一本制であつたのと異つて、錢・穀兩數立てを支持しているかに見える。因みに權酒錢を兩稅上供と合算したのは、先に一言した如く、權酒をやめ、權酒で得ていたそれ迄の利益を直接稅として民戸に配徵し、兩稅と共に徵收していたこと、専売の利益はすべて中央の收入であり、従つてそれを直接稅として徵收した權酒錢も悉く上供に充てられていたこと等による。

錢數・穀數二本立ての稅額決定を印象づける主な史料として筆者が檢得した現在迄のものは以上に尽きるが、それでもその總數は決して少くない。一見した所では錢數一本立ての諸史料と對立し矛盾していると思ふこれら一連の諸史料が嚴密な史料批判に堪えて尚且つ二本立てを伝えている確実な史料として生き残り得るか否か。兩税法の錢數原則にか

かわる重要な問題であるだけに、その考察は慎重を尽さなければならぬ。

兩税法に先行する唐代の諸税をその徵納の本色物件に就いて通觀するに、租は粟、庸は布又は絹、調は布と麻、又は絹と綿、戸税は錢、地税は粟で、何れも折納を認めては居るが、通じて一税一物の一本立てであつたと云える。安史の亂後に出現した青苗錢も錢を本色とし折納を認めた税で、やはり一本立てであつた。税法の要諦たる公平・簡潔・運営の円滑等の諸条件は一税一物の一本立てを強く要求するが、それが既に兩税に先行する唐代の諸税に悉く具現せられていたとすれば、兩税法が税法としてそれらより後退した二本立てを取つたとは受取り難く、当時の税制の大勢から見てやはり一本立てであつたに相違なく、一本立てとすれば、全史料に通じて記されている錢數制を採り、一部の史料にのみ併記せられている穀數制は棄て去る可きものとなる。然らば穀數制の併記は何故どうして生れて来たのか。此の疑問に対えるものは折徵制を措いて外に考えられない。兩税法に先行する諸税が何れも一税一物の一本制を取り乍ら折色徵納を認めていたことは先に一言した如くであり、同様に兩税法が錢數制の下に大きく折色徵納を認めていたことも先に詳考した如くである。此の折色徵納の面から穀數制の記事が生み出されたのではないか。此の点に就いての検討が必要である。

兩税法に於ける折色徵納は広く諸品目にわたり高率の額に達していたが、その折色徵納の事情には品目によつて大きな相違があつた筈である。官側が絶対に必要で折色徵納によつて確保しなければならなかつたもの、絶対に必要ではないが受納しておいても差支えないので納税者側の立場を考えて折納を認めていたもの等、官側の必要度から見た緊湊の差には大きなものがあつたと考えられるが、折色諸品のうちでそうした緊要度が最も大きく、然も大量に要求せられたものは、藩鎮軍閥の勢力が最も華やかであつた当時として、軍需品が第一であつた。特に軍糧としての穀、軍衣としての絹、同じく軍需品としての草等は不可欠の大量必需品であつた。穀は又文武官の俸禄として、布絹は貨幣的物資としても大量に必要とせられていた。陸宣公の「請兩税以布帛為額不計錢數」の一節に

經費之大。其流有三。軍食一也。軍衣二也。内外官月俸及諸色資課三也。

とあるに依つて明かな如く、軍食と軍衣とは内外官の俸給手当と共に国家支出の最大費目をなしていた。先に述べた如く、布絹の兩税折徴が折色諸品中で高額を占めていた所以は此の軍衣の確保と大きく結びついていたのである。飼料・火牛草等の軍需品としての草の折徴も大きな數量に上つていた。軍食としての穀の需要が更に莫大な數量に達していたことは更めて論ずる迄もあるまい。食糧としての穀は一日と雖も缺くことが出来ない。況んや驕藩驕兵の跋扈がその極に達していた此の時代に於いて、軍食の缺乏はたとえ一石半日と誰も忽ち兵變を捲き起し、国家の運命さえ左右しかねなかつたことを思えば、その必要量の調達は税財政上の最大問題として絶対に確保しなければならなかつた筈である。この様に考えて兩税法初年度の穀額たる中央用二百万石、地方用四百万石、合計六百万石の數字を検討するに、当時の兵數・文武官數から割出される軍糧・祿粟と若干の備蓄用とを合算した国家の絶対必要穀額と略々一致していることが認めせられ、^{註10}延いてはこれが国家を維持する上に絶対確保すべき穀額であつたことが知られる。此の様に大量穀物の絶対確保をはかる為めには、その徴収を責任的に諸道州県に割付けなければならぬ。換言すれば各道州県の徴収す可き穀額を明示し、その遂行を果させなければならぬ事情の下に置かれていたのである。従つて兩税法の本色徴納を錢一本立てに絞る、他の国家必要品の調達をすべて折色徴納に俟つ方針を取つたとしても、穀のみは絶対に折徴す可き額高を立て、各道州県の受持つ責任額を明かにする必要があつた。思うに、兩税法の税額はやはり錢數一本制であつて、此の錢數原則の下に運営面に於いて諸物の折色徴納を大幅に取入れ、特に絶対確保を必要とする數量分の穀に就いてはその折徴を各道州県に責任的に割付け、いわば折徴の額制を設けたのであろう。前に列挙した諸史料に一見穀數制と受取れる記事の見えるのは、その実、折徴す可き穀の額數に外ならぬものであろう。此の様な解釈に立つて前に列挙した諸史料を再顧するに、何れも矛盾なく理解せられ、寧ろ一切の關係が却つてすつきりする様にさえ思われる。

先ず兩税法初年度の穀額たる中央用二百万、地方用四百万、合計六百万石に就いて再検討するに、それは此の穀額に並べられている中央用九百五十余万貫、地方用二千五十余万貫、合計三千余万貫の錢額に對立して兩税法の稅物二本立てを構成していたものではなく、実は錢數原則によつて最初に算出せられた中央用・地方用、及びその合計たる國家總歲用としての歲徵予算總錢額のうちより折徵必遂量として割出された穀額であり、従つて中央用九百五十余万、地方用二千五十余万、合計三千余万貫の錢額は、初めの歲徵予算總錢額から中央用二百余万石、地方用四百余万石の米麥折徵に必要とする錢額を差引いた残りの分と解す可きものである。最初の歲徵予定總錢額は、米麥六百余万石の米麥別石高が判らない為め正確な逆算の方法がないが、米每石二貫、麥每石推定約一貫の時価として、^{註11} 仮に米麥六百万石の總価額を一千万貫前後と見なせば、初定の總錢額は大約四千万貫前後であつたこととなる。此の推算は勿論確實性の乏しいものであるが、説明の便宜上、仮に此の推算數字を借用すると、建中元年に初めて施行せられた兩税法の歲徵予算額は錢數原則によつて中央用・地方用合せて大約四千万貫と定められ、このうち約一千万貫を米麥六百万石の折徵用に充て、その残りが三千余万貫となつていたと云う關係になる。米麥六百万石は國家不可缺の必需數量である為め、これを各道州縣に責任的に割付け、その責任數量を額制として確保せしめた。従つてこの六百万石を更に他の物に折變することは原則的に考えられていなかったと思われる。然し六百万石の折徵分を差引いた三千余万貫の錢額は、その内訳をなす中央用九百五十余万貫、地方用二千五十余万貫の錢額と共に、課稅の額高を示す錢數であつて、徵收す可き實錢の額ではなく、右の錢數から布絹・草その他雜多官用品の折徵が行われていたわけである。額制を設けて必徵を期した米麥六百万石以外に必要を生じた穀量も亦この三千余万貫の錢數内から折徵せらる可きものであつた。^{註12}

國家に取つて不可缺の米麥六百万石が折徵必遂額として額制化せられたとすれば、此の六百万石の諸道州縣及び民戸への配課が決められなければならないが、その配分は只資産の評定によつて計出せられた富力の大小のみを基準とす可きでな

く、軍糧・禄粟等の必要量や米麦の生産状況等を各地区・各戸毎に勘案して決めらる可きである。先に列挙した建中元年二月の「其応科斛斛。抛大曆十四年見佃青苗地額均配」なる条請文は正にこの額制化せられた六百万石の配当基準を示したものと見る可きであろう。即ち応科斛斛とは額制化せられた六百余万石の必徴米麦を指し、条請の全文はその配分を昨大曆十四年度の耕作地の面積に依じて均率に行う可しと規定したものであつて、錢數制に対立する穀額制の並存していたことを示す史料と見る必要は無くなつて来る。この様に必徴を要する米麦の數量が各州県や民戸に額制的に配賦せられると、たとえそれが最初の兩税總錢數の中から折徴として割出されて来たものであつても、現実の面でもとらえて眺めるならば、恰も錢數・穀數の二本立てで兩税の配徴が行われていたかの觀を呈していた筈である。先に掲げた陸宣公の「便以錢穀定税」なる一句は、兩税の配徴をこうした現象面でもとらえての表現であつて、錢數・穀數の對立的二本立てを意味しているものと解する必要はなくなる。現に陸宣公が兩税法の錢數一本制なることを本質的に理解していたことを示す記事は彼の奏議中にはつきりと認められるのであつて、此のことは先に既に引証論究した所である。条請に示された基準によつて必徴穀額の配分を行えば当然農業地域が多くを負担することとなり、時には總担稅力に比して割高の配賦を受ける州県も出た筈であるが、その分は錢額として残されていた合計三千余万貫の配分で調整加減せられた筈である。州県に配分せられた穀額の各民戸への配賦も同様に農戸に集中するわけであるが、それも亦錢額分の配賦に於いて差引調整せられた筈である。又耕作地を有たぬ商工戸の多い都市には当然穀物の配賦が少く、代りに本色の錢や貨幣的物資たる布帛の折徴が多く割り当てられることもなつた筈である。つまり農村は穀物を多く折納し、都市は錢の本色納又は貨幣的物資の折納を多く受持つこととなつたわけであるが、それは租稅負担者の実情によく適つた合理的な徵稅方法であつたと云える。農村の穀、都市の錢帛、兩税の実徵品目に於ける此の分化傾向はその合理性に支えられて時代の降るに従つて顕著化して行つたのであるが、それは兩税法の運営面の問題に属するので、此所には詳考を省く。

次に大平盧を三分して出来た諸藩のうち、新平盧が管内五州の兩税上供を一十九万三千九百八十九貫と錢數一本で決定しているのに対し、天平が管下三州の上供を兩税・榷酒合わせて錢十五万貫・斛斛五万石と錢數・穀數の二本立てで決めているのは、新平盧が必徴の穀額を折算しない前の錢數原則そのままの數字を挙げたのに対して、天平は必徴穀額の折算を了えた數字を挙げたと云う相違に依るもので、天平の史料は決して兩税法の錢數・穀數二本立てを示すものでないという断定が可能であり、然も此の断定の正しいことは此れ迄に論述して来た所から当然認められる筈のものであつて、此所に更めて説明を加える必要はない様に思われる。つまり一見穀數・錢數二本立てを思わせる諸史料も、これを詳しく考察するならば、その穀數は錢數制下に於ける折色が強化せられ額制化せられたものであることが確認せられ、却つて兩税の錢數原則一本制なることの補証に役立つて来るのである。

以上を要するに、兩税法は民戸や州県の課税対象資産額を評定表示するに錢數を以てし、それに基いて賦課する税額も錢數で決定表示し、延いてはその徴納をも錢を本色とし、總じて錢數・錢納原則に立つていた。但し此の原則によつて決められた税額の徴納は諸物の大幅高率の折色を以て運営し、特に國家が絶対に不可缺とした一定量の米麦はこれを確保する必要からその折徴を額制化し、一見、錢數・穀數二本立てに受取れる運営を行なつていたのである。

(Ⅰ) 原則の革新的意義

折色徴納の運営を伴う錢數・錢納原則の租税は兩税法を俟つて初めて出現したのでは無い。遠い昔は措いて、兩税法に先行する同じ唐代の税法に就いて見ると、建国後早くから行われていた戸税や資課、安史の乱後（広徳二年）に創設せられた青苗錢等は何れも折色徴納の運営を認めた錢數・錢納原則の税である。戸税・資課は共に時代を降るに従つて発展し、青苗錢も重要な税となつて、それらを合せた錢數・錢納制諸税の歳入総額は次第に比重をましつつあつた。単税原則に立つ兩税法が錢數・錢納制原則を取入れて税法を錢數・錢納制の一本に集成したのは、それ迄に進行しつつあつた錢數

・錢納制諸税の比重増大傾向を引継いで、一気にこれを終点に持込んだものと見ることも可能であると云える。

錢數・錢納制原則に立つ兩税法は一税一物の徵税法であるが、此の一税一物制も唐初以来の主要な諸税に共通して見られる所である。戸税・資課・青苗錢の錢、租・地税の粟、庸調の絹（綿）又はこれに代る布（麻）等、何れも折色徵納を伴つた一税一物制である。従つて兩税の折色徵納を伴う一税一物制はこれら従来の制を継いだもので、目新しい制度とは云えない、一税一物制は租税に取つて色々の面から必要な制度であるから、その由来は極めて古く、兩税法のもつ新味と考える余地はない。この様に兩税法の錢數・錢納原則は、錢數定賦・折色徵納の面に於いても、一税一物の点に於いても、共に兩税法が初めて取入れた新原則ではないが、然もこの使い古しの原則も兩税法の他の原則たる単税制と結びつけられることによつて、現実には極めて大きな税制革新の役割を果しているのである。

兩税法以前のの一税一物は、數多の税目が並存し、且つ税目毎にその税物が異つていたため、税収品目を總体的に見れば、布絹（麻綿）・粟・錢等に分れ、財政上の重要必須品目は本色の形で悉く調えられる仕組みとなつていた。これらのうち、數量的・価額的に圧倒的地位を占めていたのは粟と布絹とで、錢は逐年増収しつつあつたと云え、右兩品目に比すれば懸絶して少かつた。所が兩税法の錢數・錢納制原則は、兩税法が単税制であつたが故に錢數・錢納原則の税入を唯一絶対のものとし、税制上に於ける錢の地位を強化し確立した。それは所謂「任土作貢」の現物納税を最高の理想的税法と信じ、伝統的に錢納の税制を嫌ひ、農民自らの生産品たる粟・麥、布絹等を税物とすることに強く執着して来た中国に於いては正に劃期的な税制の革新であつたと云う可きである。任土作貢の物納税制に対する伝統的な思想はその後も尚根強く存続し、此の立場からする兩税法批判が盛んに行われ、現に陸宣公もその有力な一人であつて、錢數・錢納原則にはその思想的基盤に於いて尚未熟なものが見られ、又運営面に於ける高率巨額の折色徵納が採用せられて実錢の徵収が錢額總數に比し格段と少く、そこに税財政上に於ける錢の絶対性に未完部分が残されていたと云えるが、錢物の最大使用者であり、

超巨額使用者でもある国家の税制が錢數・錢納原則の一本に切換えられたことは、税制史・財政史上の大革新であつたのみならず、貨幣史、更には広く經濟史、延いては社会史の面からも見逃し得ない劃期的大革新であつた。錢數・錢納原則が貨幣金融史の面や商業利貸資本の發展、そこから必然的に生れて来る商人階級の抬頭や地主の發展等に與えた影響は極めて大きく、兩税法の此の原則を離れて右の諸問題を根本的に究明することは望み得ないと云うも過言でないのであるが、ここではそれらの問題への踏み込みは一切控えて、専ら税制史の立場からのみ考察することとする。

税法の錢數・錢納制一本化を意味する兩税法の錢數・錢納制原則採用の一因として、従来から一般に指摘せられている銅錢の流通發達、即ち貨幣經濟の發達を殊更に無視するのは正しくない。錢の流通發達を背景としない錢數・錢納制税法の存在は理論的に考えられない所である。銅錢の流通は唐初以来徐々に發達し、開元・天寶の盛世に一段と勢を益し、安史の乱以後の政治的不安定時代にもその趨勢を弛めず、更に唐末・五代の混乱を経て再統一の宋代に至る迄、一途に躍進を続けたのであつて、このことは殆んど学界の常識として認められている所である。こうした銅錢流通の發達に対応して錢數・錢納原則の戸税や資課が出現し、更に青苗錢が添設せられ、然も税率の引上げや賦課対象の拡大が行われ、一部に折色徵納を伴い乍らも漸増する国家の実錢需要に応じていた事實は、兩税法に先行する錢數・錢納制の諸税が錢の流通發達を背景とし、それに対応する役割を有していることを実証するものであり、延いては兩税法の錢數・錢納制にも銅錢の流通發達に対応する意味が含ませられていたことを類推せしめる有力な参考となる。然し乍ら兩税法の錢數・錢納原則が銅錢の流通發達を背景に置いていたことは一応認められるにしても、只それだけを以て兩税法がこの原則を採用した所以を完全に説明し悉しているものと見ることは、この原則の運営の実態から絶対に容れない様に思われる。即ち資産の評定と税額の決定とに於ける錢數制原則は全く原則通りの適用を見ながら、徵納に於ける錢納制原則は他物の折色徵納に大きく譲歩させられており、ここに錢數・錢納制原則の採用を専ら錢の流通發達にのみ結びつけて理解することの不当性が示さ

れているものの如く解せられるのである。

錢の流通發達が税法の錢數・錢納原則に対する唯一、又は決定的な採用因子をなしていたものとすれば、国家財政はこの錢の流通發達に対応して実錢の需要を著増して行つた筈であるから、単税制の兩税として此の需要に依じて行かなければならぬ立場から折色徵納を一定の枠内に抑え、本色たる錢の一定額以上の徵納を確保し、且つその本色の額率を次第に拡大して行かなければならなかつたであろう。本色徵納の向上拡大は当然兩税法運営上の一大努力目標でなければならなかつた筈である。所が実際には運営の折色徵納は広汎大幅であつたこと、先に論述した如くであり、然も時代を降つて憲宗時代には逆にその幅と率とを更に拡大して本色の錢の徵納率額を逆に引下げているのである。この引下げは錢の不足と云う別の事情が大きく働いていたのであるが、それにしも折色徵納に見るこの額率の逐年的拡大は、一般經濟に於ける銅錢の流通發達を以て錢數・錢納原則の唯一又は決定的な直接因子となす見解の成立を大きく妨げるものと云わなければならぬ。然らばその決定的因子は何に求む可きか。錢納原則の運営上に於ける大幅の後退に対し、錢數原則の完全履行は右の問題に対する解決の鍵が錢納制でなくて錢數制に在つたことを推想せしめる。よつてこの錢數原則を右の立場から再検討して見る。

主要租税に於ける一税一物制は唐初以來變つていないが、兩税法以前は多数税目が並存していて徵納の本色をそれぞれ異にしていた為め、總体的に見た税入品目は本色のまままで既に布絹・粟・錢の国家最大須要品を揃えていた。兩税法に於いては単税制の為に原則通りの本色徵納を徹底すれば税収品は錢一本に限定せられる筈であつたが、實際は広汎高率の折色徵納によつてやはり布絹・粟・錢の国家最大須要品目を取立て、制度としての税法には大革新を断行し乍らも、その実徵品目には従来のものを殆んどそのまま受継いで、税法大革新による財政面の混乱を防いでいた。このことは、当時の事情として、税制がどう變ろうとも、布絹・粟・錢の三大品目は税徵物の中心におかねばならなかつたことを示す。一税

一物主義の税法を以てこれらの三大財用物資を取立てるために、兩税法以前に於いては此れらの各品目を本色納とする諸税目を設定し、単税原則に立つ兩税法に於いては本色納を錢一本に絞つて後ち大幅高率の折徴を行つたのである。兩税法の単税制は税目繁多の時弊を蠲革する為めの必要に出たものであり、一税一物制は税法必須の要件に副つたものであるが、この単税制の兩税法がその一税一物の本色品目を立てるに當つて、何故穀・帛を措いて錢を選んだのか。此の点の考究が錢數・錢納原則に聯関して重要になつて来る。そしてこの問題の解決は此の三大品目の何れが兩税法の本色徵納品目として最も適しているかを比較検討することに在る。尙兩税法は戸産対応賦課の税であるから、三品目の検討も此の戸産対応賦課に対する適性を重要視しなければならぬ。

先ず布絹の財用物資としての長短を考えるに、税物として長期の財政貯備に堪え難く、汚損變質の危険があること、單位価値が過大で小單位に分割出来ないこと等の大きな缺陷をもつ。前者は収支の運営に氣をつけることによつて或る程度緩和せられるとしても、後者の缺陷はどうにもならぬものがあつた。布は端（段）、絹は匹（疋）を基本單位とするが、建中元年の匹絹は市価が四千文、折税官価が三千二百文前後であつたと云うから、單位価値は錢の一文に比して三四千倍にも達していたこととなる。尤も布絹は丈尺寸（一端は五丈、一匹は四丈）の分割單位をもち、資産額・税額の計算表示に此の分割單位を用いることが出来たが、現実寸断せられた裂地の再接合は不可能でその価値を裂地の分散以上に喪失するから、尺寸分厘で示された税額をそのままに徵收することは實際問題として無意味であつた。即ち布絹は戸別の零細な税額を決定表示し徵收する物件として甚しく不適であつた。種々の税目が再び並立していた宋代では端匹未滿分の税額を數戸或は數丁合して匹絹端布の整数として徵收することが広く行われ、名づけて合零就整と呼び、その先制は唐の租庸調時代から既に見受けられるのであるが、此の方法は簡潔たる可き税法運営上の要件に反して税務を甚しく煩雜ならしめ、これに乗ずる末端税吏の舞文私収を横行せしめ、結局、税制そのものをも腐敗せしめていた。税額が零細な端數を生

ずる税制に於いては、單位過大、分斷失価の短所をもつ布絹は一税一物の税物として甚しく不適であつたのである。布絹を税物としていた庸調の制度を見るに、丁対象・固定均額の賦課で、毎丁、庸は一・五端匹、調は〇・五端匹で、合計毎丁二端匹の整数であつた。布絹納の庸調はこの整数・均額・固定性の三要素を具備していたが故に運営が出来たのである。所が兩税法は量出制入と戸産対応均率賦課との兩原則に立ち、従つて毎戸の税額は資産に按分せられて零細な端數を生じ、又財政支出の伸縮に左右せられて毎年増減を來す可き制度の税であつた。税額の決定に先行する戸産の評定に於いても零細な端數を生ずることは同様であつた。こうした資産額・税額の計算表示に於いて單位の零細な錢が單位の過大な布絹に勝ることは万々である。殊に決定税額の取立てに於ける錢の優越が絶対的であることは、云う迄もあるまい。戸等対応賦課の戸税は天宝末年に於いて九等戸二百二十二文、八等戸四百五十二文と定められており、錢數を以て零細に各等戸の税額を割出していたことを知るが、戸等対応に比して各戸の税額の割出しが一層複雑零細となる戸産対応の兩税法は一段と錢數制に依らざるを得なかつた筈である。加うるに、錢は汚損變質による価値減耗の心配も全然無かつた。但し布絹にも税用物資としての長所が無かつたわけではなく、逆に錢にも短所があつた。布絹は錢・銀と共に交換手段として盛んに流通していた貨幣的物資であり、殊に遠方輸財に適した所謂輕貨として盛用せられていた。絹一匹の基準重量は十一二兩、即ち百十匁乃至百二十匁程度であり、錢一文の重さはその称名の如く一匁(文目)であつた。建中元年當時の絹価は一匹に就き三千二百文(官の折税価)乃至四千文(市価)であつたというから、匹絹に當る錢の重さは三貫二百匁乃至四貫匁となり、匹絹の百一二十匁に比して三四十倍にも達していたこととなる。布絹が金銀と共に遠方輸財に重宝がられ、輕貨・輕齎等と呼ばれていた所以が自ら理解せられるが、税物も亦広く天下に徵せられ、遠距離間を輸送して収支せられ、且つその數量は巨額に達していたのであるから、輕貨たる布帛に依らねばならぬ場合が多かつた。此れが軍衣絹の大量需要と相俟つて折色徵納の布絹の量を多からしめた所以である。錢は価値輸送の手段としては重きに失する。然も錢

は主として銅の生産不振によつて鑄造額が振わず、需要増に応副す可き鑄造供給の増加が思うに任せなかつた。又銅銭流通未発達地域も未だ広大に残されており、租税を一律に現錢一本で徴納することは實際問題として不可能であつた。即ち錢には重量の過大、數量面の制扼、未使用地域の存在等、税用物件としての實際面にその短所が認められるのである。即ち税用物件としての布絹と錢とを比較した場合、課税対象資産の評価表示、税額の配定等に於いては錢でなければならぬ一方面的な強味が錢に在り、實際の徴納収支の面に於いては零細徴収の点で錢に、大量集用や遠方輸送の点で布絹に強味があつたと云える。尚別に錢には數量の缺乏や未使用地域の存在という不利もあつた。こうした条件の下に於ける課税の本色物件を一本に絞るとすれば、当然錢でなければならぬ。

本色物件を錢とすれば、錢數によつて評定資産額、配徵税額は何れも精細に、従つて公平に算定表示せられる。そして實際の徴納には折色を行い、高額納税者よりは整数分の税額を布絹で折徴し、一匹端未滿の端數税額分を錢又は他の折色で徴収することとすれば、徴収・輸送・巨額集中使用等の主要税財政業務はすべて簡便円滑に運ぶことが出来る。又額數算定を錢に依り、徴収は布絹・穀等の折色に依れば、たとえ錢の流通が未発達地区でも、この税法の適用に支障を來すことはない。最後に穀に就いて考えるに、單位の細分化は容易であるが、資産の評定表示には時代不適であり、又貨幣的機能を有たぬ物資として一定量以上の収納は財政的に無意味であり、殊に重量の最も嵩張る物資として遠方輸送に不便なこと錢よりも更に数十倍甚しく、その貯備に至つては、大規模な施設を必要とする上に變質が早かつた。つまり単税たる両税法の本色物件としては最も不適であつたのである。

以上に考察した所を要約するに、國家が財用物資として大量の不可缺品としていた穀・布絹・錢の三品目から、單税制たる両税の一税一物制本色物件として錢を採用したのは、両税法が量出制入・戸産対応の原則に立つ税法として、先ず資産の評定表示を精細に行ふ必要があり、そのために貨幣的品目を採用する必要があつたこと、又戸産やそれに対応す

税額の算定表示に零細な単位を必要とするが、それに対応し得る零細な単位に造られているのは錢であつたこと、零細な単位に迄割出された各戸の税を徴するにはやはり単位の零細な錢の使用を考えねばならなかつたこと等によるのであつて、全額又は高率に及ぶ実錢そのものの必徴を前提としての錢數・錢納制であつたのでは無い。實際の徴収に於いて、國家不可缺の穀量を責任折徴として額制の下におく外、自由折穀をも認め、又軍衣及び輕貨としての布絹の大量折色を行い、更にその他万般の折色徵納を大幅高率に行つてゐるのは、錢數・錢納原則が實錢の高額必徴を前提として採用せられたものでないことの動かぬ証拠である。換言すれば当時の錢貨流通は國家財政に於ける實錢の高率收支を絶対に必要ならしめるほどに普及發達してゐたのではなく、従つて当時の貨幣經濟發達の程度が錢數・錢納原則の採用に對する決定的因子であつたと解する見かたは成立し難いのである。兩税法が量出制入・戸産対応均率賦課の原則に立つてゐた必然の所産として、戸産の評定とそれに基いて割出される各戸の税額とを精細に計出する最適の計算單位をなす錢數制が採用せられ、錢納制は此の錢數制の延長的原則として併せ採用せられたものと見る可きで、かく見てこそ錢數制の履行、錢納制の折納運営化が理解せられるのである。勿論、錢納原則の採用が貨幣經濟の普及發達を背景に於いてゐることは當然認めなければならぬが、それを唯一又は決定的な役割を果す程強力なものであつたと見ることは過ぎたるものと云わねばならぬ。錢數・錢納原則の兩税法がたまたま単税であつたため、税法が錢數・錢納制の一本に絞られ、いかにも貨幣經濟の高度の發達が税制に直射したものであるかの印象を与えるが、若しこの時の税制改革が単税制を必要とせず、三數税目への整理統合の方向を辿つてゐたならば、恐らく兩税法下の最重要折色物件たる穀や布絹を本色とする税目が錢を本色とする税目と並存せしめられていたであらう。要するに、兩税法の錢納原則は錢數原則の延長的な採用の意味が強く、此の錢納制を導出した錢數制は量出制入・戸産対応均率賦課等の基本的諸原則を具現化して行く上に必要な運営上の原則として採用せられたものである。逆に云えば、量出制入・戸産対応均率賦課等の基本的諸原則は運営面に於ける錢數・錢納原則

によつてその実施を支えられていたということになる。

兩税法が錢數・錢納制原則を採用した所以に就いての見解は以上の如くであるが、採用の所以が何であつたにせよ、その單稅原則と相俟つて、人口に膾炙していた「任土作貢」の一句に見られる傳統的・信仰的根強さを有つたそれ迄の物納制原則の税法を一挙に錢數・錢納制原則の税法一本に轉換したことは紛れもない史実であつて、そこにこの原則のもつ最大の革新的意義が見出されるのであるが、同時に又量出制入・戸産対応均率賦課等の他の革新的諸原則に対しその運営上の支えとしての役割を果していた点にも間接的乍ら革新的意義を含んでいたことを見落してはならぬ。尚兩税法の錢數・錢納原則を以て、銅錢の流通、貨幣經濟の發達を遠景とはしているが、直接の決定要因とはせず、寧ろ兩稅運営上の技術的要因により強くなかつていたとする見解は、兩稅研究の重要部門の一たる兩税法と經濟との相關關係を究明する際の基本的な態度の問題として重要な意味を有つて来ることをここに一言附加しておく。

(Ⅲ) 原則の抑落振朝的意義

錢の流通無くして錢數・錢納原則の税法が生れ出る筈はないのであるから、此の原則がたとえそれを直接の決定的要因としてはいなかつたにしても、大きな遠景としていたことは否めぬ事實である。当初から大幅・高率の折色徵納を伴つて運営せられた錢納原則の採用は、銅錢の流通發達がともかくにも錢納原則の單稅制を着想せしめ、折色徵納の下に運営が可能な程度に迄は進んでいたが、これを原則に近い形で運営して行くには、不十分な程度に止まつていたことを示すものと解す可きである。

錢の流通を中心とする貨幣經濟の發達は國家財政に於ける銅錢の使用量を必然的に増大せしめる。國家權力の維持強化は増大する國家の錢貨必要量をそれに対応して調達して行く稅財制を確立し運営し得るか否かに大きく繫つて来る。兩稅法の錢納原則は、現實には常に大幅巨額の折色徵納を以て運営せられていたとは云え、その折徵率の高下によつて稅入面

に於ける錢の數量を操作し、國家の需要に対応して行ける筈のものであり、従つて貨幣經濟の躍進期をなす當時の大勢に対処して國家の權力を維持強化する上に充分寄与し得可き原則であつたと云える。然し錢納原則採用の由来が資産評定・税額算定の技術的な便宜から採用せられた錢數制の延長的処置たることに主因をおいたものであつたとすれば、この錢納原則に対し、その採用の当初から貨幣經濟發達の時流に対応する國家權力強化の働きを期待し、その意図を意識的に含ませていたか否かは遽かに推斷しかねる様に思われる。然し錢納原則が有つ政權強化への効果は兩税法の施行後久しからずして著現し、時人によつてよく認識せられ、そこから幾多の問題を惹き起している。その詳細な実証は此所に論述する邊なく、更めて専考する外ないが、只その一例として禁錢問題を此の立場から簡単に紹介しておく。

禁錢とは藩・州がその管内に在る銅錢の境外への現送を禁遏妨害するを云い、主として藩鎮がその強大な實力を恃んで敢行したもので、中央政府の禁制反覆も効果なく、中には自領内にある中央政府所屬の銅錢を中央が京師に現送することさえ真向から反對する者があり、天下諸藩に流行して一大時弊をなしていた。註11藩鎮は錢と共に主穀の境外流出をも嫌い、中央用としての漕運米等を抑えた例はないが、外部の商人が買い出すことを妨げ、これを閉糴といい、やはり全国的な通弊となつていた。主穀の持出し禁止が自領の經濟生活安定を策したものであることは云う迄もないが、禁錢も同様であつて、それは中央に対して遠心的な傾向を有つ藩鎮の實力強化策に連るものであつた。但し禁錢の流行は兩税法の施行以後に起つた現象である。その由因は、政治的には中央政權の衰弱に反して藩鎮なる強大な地方割拠勢力が現れたことに在るが、經濟的には銅錢鑄造能力の限界が激増する需要に迫いつけないで甚しい銅錢の不足を漫性化させていたことにある。更にこの銅錢不足の因となつた需要激増の内容を分析するに、それは複雑な要素から成つてはいたが、最大要因と見る可きものは財政需要の激増に在つた。最大にして然も超巨額の錢財使用者たる財政が錢の使用を大きくして錢に対する需要を激増せしめ、それが銅錢不足の直接最大の因をなしたのである。貨幣經濟發達の時勢に対応して政權の維持強化を

はかつて行く為めには財政に於ける錢の使用量率を増大し、常に一定量の備蓄を確保することが必要であるが、その線に沿つた中央財政の運営によつて甚しい銅錢の不足が全国的に漫性化して行つたとすれば、強大な遠心的地方政權たる藩鎮が中央のこの政策を拱手傍觀し、それに盲従する筈はない。かくてこれに対抗し、領内の銅錢保有量を維持増大せんとしたのが禁錢である。中央は禁錢が物資の円滑な流通を妨げ、国民經濟の健全な發達を阻害し、國家財政の運営にも支障を与えるものとして禁止の嚴命を反覆したが効果なく、然も中央自らは京城外及び關外への現錢持出しを禁じ、中央直轄地を中心とする地区に中央政府の禁錢を施していた。要するに貨幣經濟の發達を背景に置いて自己の権力の維持強化をはかる為めに、互に拮抗対立していた朝廷と藩鎮とが銅錢の徵收・保有を争つて展開したのが禁錢問題である。

増大膨脹する銅錢の財政需要に應じてこれを吸收調達するのは云う迄もなく税である。銅錢の不足、従つて禁錢の流行が深刻な問題となつて来るのは兩税法の施行以後である。このことは兩税法が従來の税法に比して錢の実徵を遽に大きくしたことを意味する。そしてこの実錢徵收率の増大は当然その錢納原則に由来しているものと見なければならぬ。果して然らば、兩税法の錢納原則は錢の高率実徵を前提として採用せられたものではなく、税法運営の技術的な要請から採用せられた錢數原則の延長として入り込んで来たものであつて、当初より大幅高率の折色徵納を予定せられていたのであるが、それにも拘らず、結局、錢の実徵を大きく増大せしめたものと見なければならぬ。思うに貨幣經濟發達の背景が錢納原則の運営に対する当初予定の折色徵納率を低め、實錢の徵收率を高めしめたのであろう。此の様に考えると、兩税法の錢納原則は此の実錢徵收額を増大せしめる制度的根柢の役割を果したものととして、貨幣經濟發達の時勢に対応した中央政權の強化に貢献していたものと見なければならぬ。然し乍ら兩税法の施行後実証的に認められた此の錢納原則の実錢徵收増進による中央政權強化への貢献が兩税法の立案当初から意識せられ期待せられていたことを認証し得る史料は見出し難く、又此の原則採用の由来からもかく推断することは躊躇せられる。

兩税法による實錢の増収が貨幣經濟發達の時流に國家財政を適應せしめて行つた貢獻は充分認識せられ乍ら、当初に増大せられた實錢徵收率は憲宗時代に可成り強く押し下げられ、折色徵納率を引上げているが、一見、時代に逆行する此の処置は、一方に榷塩法・榷酒法等專売制度の發達があり、實錢徵納を此の專売法に強化することによつて、財政運営に於ける銅錢收入の總量的減少を充分防ぎ得たために断行し得たものである。そして兩税法の實錢徵收率を押し下げたのは、課税の対象の大部分を占める農民層に貨幣經濟の浸潤が行きわたつていなかったことを考慮したものであり、その代替的補足を專売税の實錢徵收強化に求めたのは、対象がすべて商人であつたからである。

兩税法の施行後に於ける銅錢不足の激化は必然的に錢価の昂騰、即ち物価の暴落を惹き起し、そこから数々の深刻な問題が政治・社会・經濟の各面に簇生し、為政者をして対策に腐心せしめているが、それらの対策を通觀するに、銅錢徵收率額の増大、及びそこから起る可き右の諸事態を予想していたと思われふしは認められない。思うに、錢納原則を兩税法に採入れた当初に於いては、貨幣に対する經濟學的知識やその基礎となる過去の經驗が余りにも乏しく、単税制下の錢納原則が齎す効果や影響に就いての充分な知識や予測をもつておらず、只税制の紊亂を釐革する為めの新税制に量出制入・資産対応均率賦課等の諸原則を採入れ、それを遂行する上に最適な錢數制を採用したことの延長として錢納原則を取入れ、当時の銅錢流通の發達程度からどうにか運営が出来るであらうとの見通しだけを頼りに出発したのであらう。従つて当初は大幅高率の折色徵納を考へてはいたが、本色の實錢徵收率の拡大を意圖してはおらず、ましてそれから起る問題等に就いては夢想もしていなかつたと思われる。所が貨幣經濟躍進の時勢を反映して實錢徵納率が意外にのび、そこから一方に種々の問題が生じて対策に苦しむと云う面を生じたが、同時にこの徵收率量の拡大が時勢に対応して中央政權の維持強化に有効であり必要でもあることを知るを得、物価対策その他の立場から折色率量を増し實錢徵納率を押し下げねばならなくなつた際にも實錢の減収を最終的に防がんとして專売税にその代りを求めたのであらう。所で中央が政權の維持

強化に実錢増収の必要を知得した時、藩鎮も亦此れを知つて禁錢を行い、銅錢をめぐつて中央と藩鎮との争いが展開せられることとなつたのであろう。兩税法の錢納原則はその立案の際に意図せられていたか否かは別として、結果に於いて振朝に役立てられ、それに対する藩鎮の抵抗があつたことだけは紛れない史実であつたと云えるのである。

結 語

楊炎の兩税法は少くとも六つの大きな原則の上に立ち、そのうち単税・兩回限月徴収・量出制入・戸産対応均率賦課の四原則は兩税法の骨格を構成し、此の税法を構成面で特色づけていた基本的原則であり、見居及び錢數・錢納の兩原則は兩税法の実施に合理的且つ強力的成果を挙げしめる為めの運営上の原則であり、此の税法を運営面で特色づけていたものである。これら六原則の上に立つ兩税法は、中国の貨幣經濟が將に大發展に向わんとしつつあつた時代の大勢を背景に置いて、それ迄紊亂の極に達していた税制の整理、その簡潔公正化をはかり、唐朝政權の瀕死的衰弱、藩鎮の飛揚跋扈、計帳戶數(従つて丁口・田畝數)の激減等、累重する現前の最悪条件の下に、それら一切の弊害を一掃し振朝抑藩の實を挙げる為めの革新政策の一環として漸行せられた劃期的な革新税法であり、従つて六原則はそれぞれ独自の革新的意義をもち乍らも、課税の合理化・公平化と振朝抑藩との二大目的に沿う共通面をも併せ有していた。本稿の考察はここ迄を範圍としているが、問題は決してここに尽きてゐるのではない。これらの諸原則に立つ兩税法を実施する為めの制度組織やそれによつて現実に運ばれた運営の真相等を考究し、時勢に対応して先ず現れる筈の運営面の推移やそれに伴う制度組織の修正改変等に就いてその有無実相を究明し、それが諸原則にどの様にはね返つて行つたか、換言すれば当初の諸原則のその後に於ける修正改変の有無実相はどの様なものであつたかを明らかにする必要がある。又少なくとも六つの革新的な大原則を統合調整して周到に練り上げられた楊炎の兩税法は、その統合調整者こそ楊炎であつたにしても、只楊炎一人の

頭腦のみからいきなり生み出されたとは考え難く、此れだけの完成を見る前に、現実の必要によつて施行せられていた諸税法の中に萌芽的・部分的乃至傾向的に現れ、又は分散的に行われていた所を参考とし、それらを取捨し、育成拡大し、法制化して綜合的に仕上げたものと解する外ないから、それらの萌芽的・部分的・傾向的諸要素を有つた従来の諸税法をとり上げ、兩税法との關係に於いて深く考察し、それが兩税法に統合帰一せられて行く過程を明かにすることが必要である。つまり六原則の由来を辿りつつ兩税法成立の由来を明らかにする研究である。この成立過程の考察は兩税法とその諸原則とに対する理解を深める上に大きく役立つこと、更めて云う迄もない。つまり兩税法実施の組織や運営等の実相とその推移、及び成立迄の過程が諸原則の理解を深める上に必要なのである。それと同時に兩税法成立過程の研究は兩税法そのものの理解、特に諸原則の理解なくしては絶対に不可能であつて、此の当然の道理を弁えない兩税法成立過程の研究は根のない砂上の樓閣と云われても仕方がない。

註

1、額戸數に就いては、兩税法時代に於ける唐の統計戸口數の研究に含めて詳考する予定である。

2、堪差科戸と担稅戸との關係は差科の問題として別に考究すべきものであるが、この場合は担稅戸と同義に見て差支えない。その証論は更めて取扱いたい所存である。

3、唐代の土客制に就いては「唐代の客戸土戸化政策」と題する別稿を組んでいるので、機を見て発表したい心組みである。尚重松教授古稀記念・九大東洋史論叢所載の拙稿「天宝以前に於ける唐の戸口統計」にはその大雑把な概観を述べている。

4、「有田産農桑」と「有産」との事實上の同義關係に就いて

は、東洋學報四一卷四号所載の拙稿「唐代兩税法の對象資産と賦税の系列」参照。

5、ここで三年一定戸、或いは二年一定戸の問題が連関して来るが、先の額戸數の問題と共に兩税法時代に於ける唐の統計戸口數の研究に於いて一括詳論する予定となつていて、割愛することとする。

6、草の用途に就いては東洋史學四輯所載の拙稿「北宋時代に所謂『草』に就いて(二)」を参照。

7、唐の兩税法時代に用いられた地税には農戸の兩税を指す用法があり、その用例は少くない。又その由来は楊炎の兩税法創始に先だつた代宗時代に求められる。詳しくは未発表の拙稿「大曆末以前に於ける夏稅・秋稅と兩税法の成立過

程」の中で論証している。

- 8、折の語義用法に就いては歴史学研究四卷三号所載の拙稿「宋代の博羅に就いて」参照。
- 9、兩税の初年度税額に就いては東洋学報三八卷四号所載の拙稿「楊炎の兩税法に於ける税額の問題」参照。
- 10、このことに就いては註9の論文に詳論している。
- 11、兩税法時代の物価に就いては東洋史学十二輯乃至十四輯連

載の拙稿「兩税法と物価」参照。

- 12、以上の詳細も亦註9の論文に既に論述している。
- 13、唐代兩税法以前に於ける税財政の錢數制發達に就いては別稿を以て詳考する予定である。
- 14、禁錢の詳細に就いては史淵十九輯所載の拙稿「唐代の閉糴と禁錢」参照。

**The principles of payment at the residential place
and of payment in copper coins in the Liang-shui
tax system (兩税法) proposed by Yang-Yen (楊炎)**

Kaizaburo HINO

Under the Liang-shui tax system which did not approve any tax-exemption of property holders, all propertied families (Min-hu 民戶) had to register their domiciles at their residential places and pay tax at the place. This is the principle of payment at the residential place. And the valuation of property and the assessment of the tax-take which was imposed in accordance with the former were all indicated by the number of copper coins, and taxes were payed in the latter as the formal payment

However, it was approved that taxes were to be payed instead of copper coins, by these requisites of the state such as corn, flax, silk and others. And as a matter of fact, this kind of payment by proxy was rather prevalent. This is the principle of payment in copper coins.

The Liang-Shui tax system stood on at least six principles. The four of them were the fundamental principles which constituted the Liang-shui tax system.

These two principles, here taken up, were those of its administration.